

電子契約サービスを使って電子契約をやってみよう

情報システム部 委員 村上 秀次

1. はじめに

近年、新型コロナ禍の影響によるテレワークの普及もあり、従来の紙ベースの契約から、電子契約への移行が急速に進んでいると言われています。しかしながら、我々税理士は、継続的な顧問契約が主であり、顧問先と契約を結ぶ頻度も比較的多くないこともあるためか、電子契約になじみのない方が多いように見受けられます。そこで、電子契約をまだ使っていないが電子契約に関心のある方のお役に立つように、民法の契約の概要、電子契約のメリット・契約の方法、電子契約サービスを利用する際の注意点などについてまとめましたので、ご参考ください。

2. 民法における契約の基本的な要素とは

民法における契約は、複数の当事者が互いに合意して法律上の権利義務関係を生じさせる行為のことを指します。契約は、当事者間の合意によって成立し、これに基づき一方が義務を負い、他方が権利を得るといった形で、具体的な法律関係が生じます。

<民法における契約の基本的な要素>

1. 当事者の合意	契約は、当事者同士の合意によって成立します。双方が自由意思に基づいて合意することが重要であり、強制や詐欺、脅迫による合意は無効または取り消しの対象となります。合意の内容は、申込みと承諾のプロセスを経ることで確認されます。
2. 契約自由の原則	民法上、契約は当事者間の自由な意思に基づいて成立します。どのような契約を結ぶか、誰と契約するか、契約の内容をどのように決めるかは基本的に当事者の自由です。ただし、法律や公序良俗に反する契約は無効となります。
3. 契約の形式	民法では、契約の形式に特段の制限はなく、口頭での契約も成立します。ただし、不動産売買契約など一部の契約では、書面や公証人による形式が求められることがあります。
4. 契約の拘束力	一旦成立した契約は、原則として当事者を法的に拘束します。当事者は契約に従って義務を履行しなければなりません。契約違反があった場合には、債務不履行として相手方から損害賠償請求を受けたり、契約の解除を求められたりすることがあります。

3. 契約を口頭ではなく文書にする理由

民法では、契約の形式に特段の制限はなく、口頭での契約も成立しますが、内容の明確化と証拠性を高めるため、文書化することが望ましいと考えられます。

<証拠の残存性と内容の明確化>

1. 証拠の残存性	口頭での契約は、内容を証明することが難しいため、後で内容に関して争いが生じた際に証拠として不十分です。文書化することで、契約内容が明確に記録され、後日内容を確認したり証拠として使用したりしやすくなります。
2. 内容の明確化	文書にすることで契約内容や条件が明確にされ、双方の認識のズレが生じにくくなります。また、詳細な条件や特約を明文化することで、トラブルの防止にもつながります。

4. 契約を書面ではなく電子契約にするメリット

電子契約は、契約の締結やその合意プロセスを電子的な手段で行う契約方式です。

紙の契約書にサインする従来の方法とは異なり、電子契約ではパソコンやスマートフォンを使って契約書を作成し、電子署名や電子印鑑を利用して合意を得ます。

<書面ではなく電子契約を利用するメリット>

1. コスト削減	紙や印刷費、郵送費などが不要になるため、契約にかかるコストを削減できます。また、印紙税の対象となる契約について収入印紙は不要となり、書類の保管スペースも不要となります。
2. 時間の短縮	電子契約はインターネット上で締結できるため、署名や押印をするための郵送や対面の手間が省け、迅速な契約締結が可能です。特に遠方の相手とも短時間で契約が成立します。
3. 管理の利便性	電子データとして管理できるため、検索やアクセスが容易です。契約書の紛失リスクも低く、必要なときにすぐに確認できます。
4. セキュリティと信頼性の向上	電子契約では暗号化や電子署名を利用するため、データの改ざん防止が可能です。また、誰がいつ契約に署名したかの記録が残るため、証拠としての信頼性が高まります。

5. 主な電子契約の方法

電子契約の主な方法としては、電子メールを使用した簡易な署名や、電子契約サービスを用いる方法、デジタル署名を用いる方法など、種々の方法が

あり、それぞれメリット、デメリットがあります。

<主な電子契約の方法>

1. 電子メールを使用した簡易な署名	電子契約の簡易的な方法として、電子メールで文書をやり取りし、署名を行う場合があります。この場合、契約書などの文書をPDF形式などで作成し、手書きの署名を画像として挿入するなどの方法が用いられます。	<メリット> 簡単かつ迅速に署名ができます。 <デメリット> 署名の法的効力やセキュリティが他の方法よりも低い場合があります。
2. 電子契約サービスを利用する方法	電子契約サービスを使うことで、簡単に電子署名を行うことができます。これらのサービスは、契約書をアップロードし、電子的に署名を行う機能を提供します。	<メリット> 簡単で直感的な操作が可能です。法的に有効な電子署名が生成されます。 <デメリット> 一部のサービスは有料です。
3. デジタル署名（公開鍵暗号方式）を利用する方法	デジタル署名は、特に高いセキュリティが求められる場合に使用され、公開鍵暗号方式に基づいて行われます。これは電子証明書を使用して本人確認を行い、署名の真正性を確保します。	<メリット> 高いセキュリティレベルを確保でき、改ざん検出機能も強力です。 <デメリット> 証明書の取得や管理が手間で、設定に時間がかかる場合があります。

6. 電子契約サービスを利用する方法について

上述した1. 電子メールを使用した簡易な署名は、法的効力に不安があり、また、3. デジタル署名を利用する方法は、契約の相手方も電子証明書を用意する必要があり手軽に利用できないという難点があります。これに対し、2. 電子契約サービスを利用する方法は、契約の相手方に負担をかけず、比較的簡単な手順で、法的に有効な契約が可能であるという点で、取扱いがしやすいものとなっています。

電子契約サービスの代表的なものとしては、DocuSign、Adobe Sign、Dropbox Sign、クラウドサインなどがあります。

<電子契約サービスでの電子署名の手順>

- ①電子契約サービスにアクセスし、アカウントを作成します。
- ②契約書や文書をPDFやWordなどの形式でアップロードします。
- ③署名を求める相手のメールアドレスを入力し、署名する箇所を指定します。
- ④署名を入力または描画し、必要な場合は日付や名前を入力します。
- ⑤署名依頼を送信し、相手が署名を完了すると電子署名が付与されます。
- ⑥署名済みの文書をダウンロードまたは保存できます。

7. 電子契約サービスを利用する際の注意点

電子契約サービスを利用する際の注意点は、2つあります。

1. 電子契約サービスの本人認証はメールアドレスを使ったものであるため、契約の有効性と信頼性を高めるために、メールアドレスが契約当事者のものか真正性の確認が必要になります。特に、相手方が法人である場合は、代表者以外が代理で署名する場合もあるため、契約権限者であることを確認するために、委任状や権限確認書など真正性を補完する書面を別途入手することも検討する必要があります。
2. 契約書の文言について、紙の契約書を前提とした条文から、電子契約を前提とした条文に見直す必要があります。変更が必要な条文は多くはないと思われませんが、最低限、契約書の保管に関する条文の変更は必要と考えられます。

8. おわりに

私自身が電子契約サービスを使ってみた感想としては、電子契約サービスの操作は直感的で簡単でした。相手先からも特に戸惑うことなく電子署名をもらうことができ、契約にかかる手間と時間を大幅に削減できた実感がありました。また、電子契約サービスの利用コストは、少ない利用頻度であれば、無料利用ができるものも多く、顧問先と契約を結ぶ頻度が多くないのであれば、コストをかけることなく電子契約をはじめるとも可能と思います。

まだ電子契約を使っていない方は、紙ベースの契約を見直しして、電子契約をはじめてみてはいかがでしょうか。